

## 包括外部監査の結果報告書

### 第1 外部監査の概要

#### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項並びに大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第1項の規定に基づく包括外部監査

#### 2. 選定した特定の事件

高齢者施設の管理運営について

#### 3. 特定の事件を選定した理由

大田区は、平成13年3月に大田区長期基本計画「おおたプラン2015」を策定し、「安心・輝き・潤い」のまちづくりを目標としてその実現に取り組んでいる。

また、目標実現のためには、区政を取り巻く外部環境要因、内部環境要因に対応して、それぞれの分野において重点的に推進すべく施策を選択し、限られた財源を効果的に配分していくことが重要である。

「おおたプラン2015」の重点計画のひとつとして、「すこやかに地域で暮らせる福祉のまちづくり」が掲げられている。この計画の背景は、第一に長寿社会の到来を踏まえ、区民一人ひとりが尊厳を持ち、自立した生活が行われるような多様できめ細かなサービスのできる仕組みを地域社会に築き上げる必要があること、第二に利用者が自分に合ったサービスを選択できる福祉サービス制度を一層充実させること、第三に地域住民が当事者として参加する福祉のまちづくりを協働して進めることが必要であることとしている。

また、保健・福祉分野別の計画のひとつとして、「高齢者がいきいき暮らせるまち」の実現を目指している。

平成18年4月1日現在、大田区における65歳以上の高齢者人口は、約12万4千人となり、区民の約18.8%が高齢者であることから、高齢者を家族に持つ家庭も相当数に上ると考えられる。

高齢者が、長年住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、支援を必要とする人の視点に立った多様なサービスの提供及び地域全体で様々な課題に取り組むこと等が重要である。

このような環境の中、保健福祉分野では、少子・高齢化などに伴い、保健福祉サービスの需要の多様化や介護保険制度などの制度改革が進む状況にある。その中で、高齢者施設の管理運営は、高齢者のみならずその家族

にとっても、サービスの向上と管理の効率化は強い関心事と思われる。

さらに、地方自治法の改正に伴い、制度として平成 15 年からの指定管理者制度の導入及び昨今の介護保険の改正等が、区の事務事業を通して高齢者及びその家族への福祉の増進にどう影響するのか気がかりなところである。

よって、具体的に、高齢者施設の管理運営が、いかに効率的に行われ、行政サービスの向上にどのように寄与しているかという点を、合規性、経済性、有効性の面から監査することが必要と認めたものである。

#### 4．外部監査対象機関

高齢者施設管理運営の執行事務担当部局及び委託先の財政援助団体等

#### 5．外部監査実施対象期間

平成 17 年度を対象とするが、必要に応じて平成 18 年度及び過年度に及んでいる場合もある。

#### 6．外部監査の方法

##### (1) 監査の視点

##### (共通事項)

区の条例、規則等に基づいて、各施設の運営が適切になされているか。

高齢者施設の管理運営が効率的になされているか。

高齢者施設の点検等は、定期的になされているか。

高齢者施設の会計管理、物品管理は適切になされているか。

高齢者施設のサービスの満足度等の分析がなされているか。

施設設備は、効率的に利用されているか。

使用者、利用者の満足度（施設サービスの一定のレベルの維持を含む）は把握されているか。

危機管理は、適切になされているか。

収入及び支出が適切に計上されているか。

##### (管理委託の場合)

高齢者施設の運営改善についての課題について、取り組みが適切になされているか。

担当部課は、管理運営委託した高齢者施設を適切に指導、監督しているか。

委託先への委託業務が管理運営委託契約書に従って、適正に効率性をも

って有効になされているか。

委託先との管理運営委託契約書の条項は、適正なものか。

委託料の算定は、合理的な基準に基づき、適正になされているか。

委託料の精算方式は、適正なものか。また、予算と実績との差異の原因分析が適切になされているか。

委託料の支払方法は、管理運営委託契約書に従ってなされているか。

委託先の再委託は、再委託可能なものであり、再委託先の選定方法、契約方法、承認方法が適正なものか。

委託先でのコスト削減努力が実施されているか。

#### ( 直営の場合 )

管理委託（指定管理者制度への移行を含む）と直営の場合との検討がなされているか。

コスト削減の取り組みがなされているか。

#### ( 2 ) 主な監査手続

高齢者施設の各施設について、必要に応じて各種監査手続を実施する。

#### ( 共通事項 )

区の条例、規則等に基づいて、各施設の運営が適切になされていることを確かめる。

高齢者施設の管理運営が効率的になされていることを、予算書、事業報告書の閲覧、関係者に対する質問等により確かめる。

高齢者施設の点検等は、所定の規程等により定期的になされていることを確かめる。

高齢者施設の会計管理、物品管理が所定の規程等に準拠していることを確かめる。また、必要に応じて実査をする。

高齢者施設のサービスの満足度等の分析がなされていることを関係者に対する質問、報告書等によって確かめる。

施設設備は、効率的に利用されていることを事業報告書の閲覧、関係者に対する質問等により確かめる。

使用者、利用者の満足度（施設サービスの一定のレベルの維持を含む）を把握していることを報告書の閲覧、関係者に対する質問等により確かめる。

危機管理は、適切になされているか報告書の閲覧、関係者に対する質問等により確かめる。

収入及び支出が適切に計上されているかを、証憑突合、各種比較分析、帳簿突合、計算突合、関係者に対する質問、現場視察等により確かめる。

#### (管理委託の場合)

高齢者施設の運営改善についての課題について、取り組みが適切になされていることを関係書類の閲覧、関係者に対する質問、現場視察、規程、契約書等により確かめる。

担当部課は、管理運営委託した高齢者施設を適切に指導、監督しているか担当部課に対する質問、現場視察等により確かめる。

委託先への委託業務が管理運営委託契約書に従って、適正に効率性をもって有効になされていることを証憑突合、各種比較分析、関係者に対する質問、書類閲覧等により確かめる。

委託先との管理運営委託契約書の条項は、適正なものかを管理運営契約書の内容検討、関係者に対する質問等により確かめる。

委託料の算定は、合理的な基準に基づき、適正になされているかを、予算書、事業報告書、書類閲覧、各種比較分析、関係者に対する質問等により確かめる。

委託料の精算方式は、適正なものかを管理運営委託契約書、事業報告書、書類閲覧、関係者に対する質問、委託先の財政状況の検討等により確かめる。また、予算と実績との差異の原因分析が適切になされているかを資料閲覧、関係者に対する質問等により確かめる。

委託料の支払方法は、管理運営委託契約書に従ってなされているかを証憑等で確かめる。

委託先の再委託は、再委託可能なものであり、再委託先の選定方法、契約方法、承認方法が適正なものであることを、管理運営委託契約書、規程、書類閲覧等により確かめる。

管理方法の見直しが検討されているかを、書類閲覧、関係者に対する質問等により確かめる。

委託先でのコスト削減努力が実施されていることを、書類閲覧、各種比較分析、関係者に対する質問等により確かめる。

#### (直営の場合)

管理委託（指定管理者制度への移行を含む）と直営の場合との検討がなされているか書類閲覧、関係者に対する質問等により確かめる。

コスト削減の取り組みがなされていることを、書類閲覧、関係者に対する質問、各種比較分析、内容等により確かめる。

7. 外部監査の実施期間

平成 18 年 8 月 20 日 ~ 平成 19 年 1 月 31 日

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9. 外部監査人補助者（アイウエオ順）

公認会計士	岩波 一泰	公認会計士	鳥海 美穂
公認会計士	上田 孝二郎	公認会計士	中村 孝
公認会計士	鈴木 誠	公認会計士	古田 昇
公認会計士	戸高 昭二	会計士補	青木 亮

10. 金額等単位

記載金額等について、単位未満の端数調整をして表示している場合がある。

## 第2 外部監査対象の概要

### 1. 高齢者施設の概要

#### (1) 大田区高齢者施設一覧(平成17年度)

施設名	区内施設数	所管部課等 (名称は直近の平成18年度による)	備考
特別養護老人ホーム	6	保健福祉部 高齢事業課	区立施設。 運営は、管理代行委託
	4	保健福祉部 高齢事業課	民立施設。 区が優先入所手続を実施
高齢者在宅サービスセンター	12	保健福祉部 高齢事業課	区立施設。 運営は、管理代行委託
軽費老人ホーム(B型)	1	保健福祉部 高齢事業課	区立施設。 運営は、管理代行委託
在宅介護支援センター	20	保健福祉部 高齢事業課	区が運営を委託
養護老人ホーム	2	保健福祉部 高齢事業課	民立施設。区が老人福祉法による措置入所
老人保健施設	4	保健福祉部 高齢事業課	民立施設。運営支援、相談等
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	11	保健福祉部 高齢事業課	民立施設。運営支援、相談等
老人いこいの家	21	保健福祉部 高齢福祉課	区立施設。区が運営 (うち1か所委託)
高齢者アパート	17	まちづくり推進部 住宅課	民立施設。区が運営
区立シルバーピア	7	まちづくり推進部 住宅課	区立施設。区が運営
区営シルバーピア	8	まちづくり推進部 住宅課	一部区立・一部民立施設。区が運営
区民センター	7	地域行政センター 各出張所	区立施設。区が運営 区民センター内に高齢者用施設の設置

(各部局からの報告より)

平成18年度には【地域包括支援センター】が新設された。

(2) 福祉施設サービス事業内容

上記(1)に示した種類別高齢者施設の各々の事業内容は次の通りである。

特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所する。 食事、入浴、排泄などの日常生活の介護や機能訓練、健康管理が受けられる。
高齢者在宅サービスセンター	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援、及び、その人の目標に合わせた選択的サービスを提供する。
軽費老人ホーム(B型)	健康で自立可能な高齢者の自主性を尊重した施設。通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談、病気の時の給食などのサービスを提供する。区立としては「おおもり園」がある。
在宅介護支援センター	在宅で介護を必要とする高齢者やその家族に対して、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、そのニーズに適した適切な保健福祉サービスが受けられるよう専門職員が支援する。
養護老人ホーム	環境上の理由と経済的理由により、居宅での日常生活に支障があり、かつ必要な養護を受けることが困難な高齢者を入所させ養護する施設。
老人保健施設	病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点を於いたケアが必要な高齢者等が入所する。医学的な管理のもとで、日常生活の介護や機能訓練が受けられる。
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら少人数で共同生活する住宅。
老人いこいの家	高齢者に教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的とした施設。 広間・静養室・娯楽室があり、昼間は高齢者の施設として利用、夜間は会合等のため一般にも開放する。なお、集会室が併設されている施設もある。
高齢者アパート	住宅に困っている高齢者に、区が民間から借り上げたアパートを提供して生活の安定をはかることを目的としている。
区立シルバーピア	65歳以上のひとり暮らしや二人世帯の住宅にお困りの方が自立して、安全かつ快適な日常生活が送れる住宅。また緊急時の対応や日常生活の相談にも応じられるように生活協力員(ワーカー)が居住及び派遣されている。
区営シルバーピア	民間から住宅を借り上げ、上記と同様の目的で住宅を提供して

	いる。
区民センター	各区民センター（萩中集会所・大森東地域センターを含む7か所）にゆうゆうくらぶが併設されており、老人いこいの家と同様の事業を行っている。

（平成18年度大田区高齢者保健福祉のハンドブックより）

## 2. 高齢者施設の管理運営方法

（1）区が直接運営する形態（以下「直営方式」という。）

施設名	条例等
高齢者アパート	大田区高齢者アパート規則
区立シルバーピア	大田区立シルバーピア条例 大田区立シルバーピア条例施行規則
区営シルバーピア	大田区営住宅条例 大田区営住宅条例施行規則
区民センター	大田区立区民センター条例 大田区立区民センター条例施行規則

（2）区が委託して運営している形態（以下「委託方式」という。）

施設名	条例等
特別養護老人ホーム	大田区立特別養護老人ホーム条例 大田区立特別養護老人ホーム条例施行規則
高齢者在宅サービスセンター	大田区立高齢者在宅サービスセンター条例 大田区立高齢者在宅サービスセンター条例施行規則
軽費老人ホーム	大田区立軽費老人ホーム条例 大田区立軽費老人ホーム条例施行規則
在宅介護支援センター	大田区在宅介護支援センター運営事業実施要綱

（3）「直営方式」と「委託方式」の併用

施設名	条例等
老人いこいの家	大田区老人いこいの家条例 大田区老人いこいの家条例施行規則

老人いこいの家のうち、山王高齢者センターは、S会に委託しており、そ



れ以外の老人いこいの家 20 館は直営である。  
 条例等は、平成 17 年度版大田区例規集より抽出した。

#### ( 4 ) 指定管理者制度

地方自治法の改正により、公の施設の管理について、これまでの限定された団体に委託することが可能だった「管理委託制度」が廃止され、指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が導入された。

この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上、行政コストの削減等を図る目的で創設されたものである。

現在、管理運営を委託している公の施設については、平成 18 年 9 月 1 日までに指定管理者制度に移行するか、直営で管理するか選択することになった。

区立高齢者施設としては、区立特別養護老人ホームをはじめ、平成 18 年 4 月（平成 18 年度）から実施されることになった施設もある。

次に、従来からの管理委託制度と、指定管理者制度の主な違いを掲げる。

#### 改正前（管理委託制度）と改正後（指定管理者制度）の違い

	改正前（管理委託制度）	改正後（指定管理者制度）
1 管理を行うもの	区の 1/2 以上出資法人 公共団体 公共的団体	・法人その他の団体で区が指定するもの * 民間事業者も可
2 施設の使用許可権限	・ 区	・ 区又は指定管理者
3 条例において規定すべき事項	委託の条件等基本的事項 管理受託者	指定管理者の指定の 管理の基準 業務の範囲
4 区と管理を行うものとの関係	契約関係（委託 受託）	管理の代行 * 指定管理者の指定は行政処分にかゝります
5 手続	条例で指定した管理受託者と毎年度随意契約締結	・ 条例で定めた基準により、管理者を指定 * 指定管理者、指定の期間の議決 * 議決後に協定締結

（大田区指定管理者導入検討マニュアルより）

\* 印は・項目の補足である

### 3. 区の高齢者人口の推移と高齢者福祉への主な施策

#### (1) 区の高齢者人口の推移

大田区における、平成8年～平成18年までの高齢者人口の推移は次の通りである。

大田区高齢者人口推移一覧表（毎年、1月1日現在としている）

（単位：人）

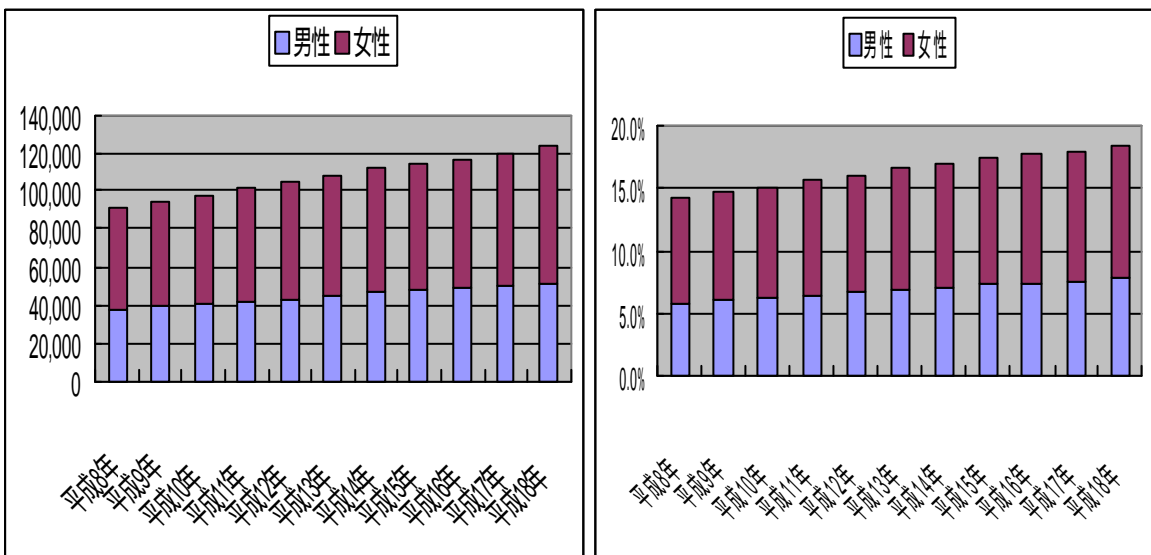
年度	総人口	高齢者	男性	女性	高齢化率（％）
平成8年度	647,222	91,305	37,757	53,548	14.1
平成9年度	648,803	94,653	39,123	55,530	14.6
平成10年度	650,003	98,255	40,725	57,530	15.1
平成11年度	652,033	101,791	42,187	59,604	15.6
平成12年度	652,901	104,513	43,318	61,195	16.0
平成13年度	654,778	108,173	44,922	63,251	16.5
平成14年度	659,442	111,629	46,495	65,134	16.9
平成15年度	662,850	114,786	47,759	67,027	17.3
平成16年度	667,097	117,193	48,679	68,514	17.6
平成17年度	670,650	119,934	50,001	69,933	17.9
平成18年度	676,342	123,716	51,799	71,917	18.3

（平成18年度高齢者保健福祉のハンドブックより）

この人口推移をグラフにすると、図1、及び、図2となる。

図1 高齢者人口及び男女内訳

図2 高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）



10年前の平成8年と比較すると、総人口は、647,222人から676,342人と29,120人増加しているが、高齢者人口は、91,305人から123,716人と32,411

人増加しており、人口増加を上回る増加をしている。男女別にみると、男性は、14,042人増加し、女性は18,369人増加となっている。高齢者比率は、平成8年度の14.1%から18.3%へ4.2ポイント増加した。

男女別にみると、男性は、5.8%から7.7%へ1.9ポイント増加し、女性は、8.3%から10.6%へ2.3ポイント増加した。

一方、平成18年9月に、区内に居住する満20歳以上の男女個人2,000人を対象に実施された大田区政に関する世論調査によると、大田区に「これからも住みたい」と答えた定住意向の人が76.4%を占めることから、高齢者の方々についても同様のことが言えると考えられ、ますます、区の高齢者に関する事務事業の重要性、及び区民の期待が高まると思料される。

## (2) 高齢者福祉への主な施策

### 【大田区長期基本計画、実施計画】

大田区は、平成13年3月に、大田区長期基本計画「おおたプラン2015」を策定し、ここに掲げた施策の基本的方向に沿って「安心、輝き、潤い」のまちづくりの実現に取り組んでいる。

さらに、これらの施策を着実に実現するため、「大田区実施計画平成16年度～18年度」に重要施策の年度別事業計画を定めている。そこでは、「高齢者がいきいき暮らせるまち」として高齢者福祉について、

#### 福祉サービス第三者評価の推進

各福祉サービスの内容や質を公平な第三者機関により評価し、比較可能な情報として区民に提供する。民間事業者が第三者評価を積極的に受けられるよう支援し、区施設についても評価を受けていく。

#### 福祉サービス従事者の育成

地域での介護を支える人材を育成するため、ホームヘルパー養成、介護者育成に加えて、事業者等に対してケアプラン指導研修等を実施する。

#### 認知症高齢者グループホームの整備・助成

旧職員寮（わかば寮）を有効活用し認知症高齢者グループホームを整備するとともに、建設しようとする法人等に対し、経費の一部を助成し整備促進を図る。

#### 特別養護老人ホームの整備・助成

自宅での介護が困難な高齢者に介護サービスを提供する特別養護老人ホームを建設・運営する法人等に対し、経費の一部を助成するなど、施設の設置促

進を図る。

#### 老人保健施設の整備助成

高齢者の自立支援、家庭復帰をめざし、医療ケアと生活サービスを併せ提供する老人保健施設を区内に建設、運営する法人等に対し、経費の一部を助成し設置促進を図る。

の5項目を挙げて高齢者福祉の充実をはかり、誰もが住み慣れた地域で暮らせる環境整備に取り組んでいる。

### (3) 平成18年4月からの介護保険制度の改正ポイント

平成17年10月の介護保険制度改正に続き、平成18年4月からの介護保険制度の主な改正のポイントを次に挙げる。

#### 介護を「予防」するサービスがスタートした

要支援1・2の認定を受けた方に対して状態の改善に向けた介護予防サービスがスタートした。また、地域でも要介護状態にならないための介護予防事業を行う。

#### 住み慣れた地域での自立支援

地域包括支援センターを創設し、高齢者の生活を総合的に支援する。また、住み慣れた地域で生活を続けながら利用できる地域密着型サービスを創設する。

#### サービスの質の確保・向上

すべてのサービスが公平・公正に行われるように、介護サービス事業者の情報の公表や規制、ケアマネジメントの見直しを行う。

#### 保険料や制度運営を見直した

保険料の細分化を図り、低所得の人にきめ細かく配慮した新しい段階設定になった。また、要介護認定事務の見直しや保険者の権限を強化し、制度運営の安定化を図る。

4. 区立の高齢者施設等（一部、借上げによる区営）及び高齢福祉費の予算決算状況

（1）区立の平成17年度高齢者施設等（一部、借上げによる区営）

施設名	施設数	所管部課等 (名称は直近の平成18年度による)
特別養護老人ホーム	6	保健福祉部 高齢事業課
高齢者在宅サービスセンター	12	保健福祉部 高齢事業課
軽費老人ホーム	1	保健福祉部 高齢事業課
在宅介護支援センター*	20	保健福祉部 高齢事業課
老人いこいの家	21	保健福祉部 高齢福祉課
高齢者アパート	17	まちづくり推進部 住宅課
区立シルバーピア	7	まちづくり推進部 住宅課
区営シルバーピア	8	まちづくり推進部 住宅課
区民センター	7	地域行政センター 各出張所

平成18年度には、【地域包括支援センター】が新設された。

\*在宅介護支援センターは、平成17年度までの施設で、区内の保健、医療、福祉施設（一部除く）に併設され、ソーシャルワーカー、看護師の専門職が配置され、高齢者に関する相談を受ける。

地域包括支援センターは、平成18年度からの施設で、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援が行われる。

- ・総合相談支援、権利擁護の相談受付
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ・介護予防ケアマネジメント

(2) 区の高齢福祉費及び内訳を中心とした、平成16年度 平成17年度  
平成18年度(予算のみ)の予算決算比較

【高齢福祉費】

(表1)

(単位:千円)

年度	平成16年度			平成17年度			平成18年度
	当初予算	予算現額	決算額	当初予算	予算現額	決算額	
高齢福祉費	15,516,469	17,061,682	16,740,778	16,968,737	16,797,808	16,408,829	15,912,115
1. 高齢福祉 総務費	8,452,161	10,012,072	9,953,416	9,678,171	9,503,001	9,363,624	9,123,552
2. 高齢福祉 費	2,108,832	2,094,134	1,932,491	2,062,184	2,066,425	1,894,955	1,736,342
3. 高齢福祉 施設費	4,952,563	4,952,563	4,852,300	5,150,155	5,150,155	5,075,623	5,052,221
4. 高齢福祉 建設費	2,913	2,913	2,570	78,227	78,227	74,626	0
合計	15,516,469	17,061,682	16,740,777	16,968,737	16,797,808	16,408,828	15,912,115
千円未満切捨て による差異	0	0	1	0	0	1	0

【高齢福祉施設費】

(表1)より、3. 高齢福祉施設費を選定し、その内訳の明細を次に比較する。

(表2)

(単位:千円)

年度	平成16年度			平成17年度			平成18年度
	当初予算	予算現額	決算額	当初予算	予算現額	決算額	
(1) 報酬	44,916	44,913	44,752	42,552	42,552	42,278	37,824
(2) 共済費	11,065	11,068	11,067	10,716	10,716	10,643	9,667
(3) 報償費	606	606	546	606	606	531	606
(4) 旅費	139	139	46	123	123	44	78
(5) 需用費	60,955	60,955	54,546	62,925	62,925	53,896	60,675
(6) 役務費	64,831	64,831	61,719	65,254	65,254	61,329	64,552
(7) 委託料	4,693,200	4,693,200	4,620,473	4,809,386	4,809,386	4,782,674	4,675,905
(8) 使用料及び賃 借料	293	293	292	293	293	292	293
(9) 工事請負費	75,833	75,833	58,649	148,027	148,027	117,823	202,019
(10) 備品購入費	725	725	205	10,273	10,273	6,108	602
計	4,952,563	4,952,563	4,852,295	5,150,155	5,150,155	5,075,618	5,052,221
千円未満切捨てによる差異	0	0	5	0	0	5	0

【委託料】

( 7 ) 委託料内訳

( 表 2 ) より、高齢者施設の管理運営費用の主なものとして、特に ( 7 ) 委託料の内訳を選定して、次に比較する。

( 表 3 )

( 単位 : 千円 )

年度	平成 1 6 年度			平成 1 7 年度			平成 1 8 年度
	当初予算	予算現額	決算額	当初予算	予算現額	決算額	
介護福祉施設サービス事業	2,741,324	2,741,324	2,740,941	2,854,482	2,854,482	2,853,088	2,778,358
通所介護事業	1,407,336	1,407,336	1,368,450	1,403,039	1,402,882	1,398,946	1,343,775
短期入所生活介護事業	302,181	302,181	302,181	318,677	318,677	318,677	326,489
その他	242,359	242,359	208,901	233,188	233,345	211,963	227,283
計	4,693,200	4,693,200	4,620,473	4,809,386	4,809,386	4,782,674	4,675,905

( 表 1 ) から ( 表 3 ) までの数値抽出資料

各年度 大田区各会計予算事項別明細書

各年度 大田区会計歳入歳出決算書

各年度 主要施策の成果

## 5. 外部監査対象とした監査対象年度の高齢者施設一覧

高齢者施設としては、区立施設（例外：シルバーピアの一部、高齢者アパートは、区営）を選定した。

年度としては、平成 17 年度を対象とするが、必要に応じて平成 18 年度及び過年度に及んでいる場合もある。

特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）

区立 6 特養は、全て同一の社会福祉法人に管理運営を委託している。6 特養のうち、特に法人本部の資料による分析及び、2 か所の施設（池上、たまがわ）については、次の理由（重要性、監査実施の合理性等）により、現場での監査、実施対象として選定した。

- ・ 池上は、委託先の社会福祉法人本部に隣接しているため、監査が合理的に実施できるため。
- ・ たまがわは、区立特養のうち、入居者人員が 200 名と最も多く、施設においても、区立としては直近に設置されたものであるという点。

高齢者在宅サービスセンター

特養に準じて併設されているものを合理的に選定した。

在宅介護支援センター

主として、特養に併設されているものを選定した。ただし、当該センターは平成 17 年度までの設置であり、平成 18 年度には、新たに地域包括支援センターが同所に設置された。

軽費老人ホーム（1 か所）

老人いこいの家

シルバーピア

高齢者アパート

～ について現地への視察箇所を任意に抽出した。

区民センター内の高齢者用施設については、公の施設としての区民センター自体の利用状況との関係で、高齢者以外の使用、利用を合わせて考慮すべきと考えるため、今回の監査の範囲から除外した。